

## 令和4年3月清須市議会定例会会議録

令和4年2月24日、令和4年3月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

### 1. 開会時間

午前 9時30分

### 2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

### 3. 欠席議員

なし

### 4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 河口直彦
総	務	部 長 岩田喜一

危機管理部 長	丹羽 久 登
市民環境部 長	石田 隆
健康福祉部 長 兼 企画部 新型コロナウイルス ワクチン 接種 対策 監	加藤 久 喜
建設部 長	永渕 貴 徳
会計管理者	吉田 敬
教育部 長	加藤 秀 樹
企画部 次長 兼 人事 秘書 課 長	石黒 直 人
企画部 次長 兼 企画 政策 課 長	後藤 邦 夫
総務部 次長 兼 財産 管理 課 長	飯田 英 晴
総務部 次長 兼 収納 課 長	三輪 好 邦
建設部 次長 兼 都市 計画 課 長	長谷川 久 高
建設部 参事	大橋 秀 一
建設部 参事	兼松 俊 彦
企業誘致 課 長	沢田 茂
総務 課 長	楢本 雄 介
財政 課 長	服部 浩 之
税務 課 長	渡辺 由 利 子
危機管理 課 長	舟橋 監 司
市民 課 長	伊藤 嘉 規
保険年金 課 長	篠田 敬 幸
生活環境 課 長	所 邦 治
産業 課 長	梶浦 庄 治
西枇杷島市民サービスセンター 所長	北神 聖 久
清洲市民サービスセンター 所長	葛山 悟
春日市民サービスセンター 所長	日比野 鋭 治
社会福祉 課 長	鈴木 許 行
高齢福祉 課 長	古川 伊 都 子
子育て支援 課 長 兼	藏城 浩 司
健康推進 課 長 兼	

新型コロナウイルス ワクチン接種対策室長	寺社下葉子
新清洲駅周辺まちづくり課長	前田敬春
会計課長	平野嘉也
学校教育課長	吉野厚之
生涯学習課長	辻清岳
スポーツ課長	浅野英樹
学校給食センター管理事務所長	吉田剛
監査課長	木全信行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議会事務局長	栗本和宜
議事調査課長	高山敬
議事調査課係長	鈴木栄治

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 施政方針について
- 日程第 5 議案第 2 号 令和 4 年度清須市一般会計予算案
- 日程第 6 議案第 3 号 令和 4 年度清須市国民健康保険特別会計予算案
- 日程第 7 議案第 4 号 令和 4 年度清須市介護保険特別会計予算案
- 日程第 8 議案第 5 号 令和 4 年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第 9 議案第 6 号 令和 4 年度清須市水道事業会計予算案
- 日程第 10 議案第 7 号 令和 4 年度清須市下水道事業会計予算案
- 日程第 11 議案第 8 号 清須市歯と口腔の健康づくり推進条例案
- 日程第 12 議案第 9 号 清須市名古屋都市計画清洲駅周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例案
- 日程第 13 議案第 10 号 清須市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例等の一部

を改正する条例案

- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 清須市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 清須市消防団条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 清須市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 市道路線の認定について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 令和 3 年度清須市一般会計補正予算（第 1 2 号）案
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 令和 3 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）案
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 令和 3 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案

（ 傍聴者 1 名 ）

( 時に午前 9時30分 開会 )

議長 (八木 勝之君)

おはようございます。

定刻になりましたので、令和4年3月清須市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、20名でございます。

なお、三輪監査委員事務局長及び松村建設部次長におかれましては、体調不良のため欠席でございますので、御報告いたします。

また、伊藤議員、松川議員から少し遅れるとの報告が入っておりますので、よろしくお願いたします。

これより、本日の会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、2番山内議員並びに3番富田議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの27日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長 (八木 勝之君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの27日間と決定いたします。

日程第3、諸般の報告をいたします。

議会閉会中の動向について報告いたします。

お手元に配付してあります議員活動状況報告書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年11月分及び12月分の例月出納検査の結果について、また、同法第199条第9項の規定により、定期監査

結果報告書が議長宛てに提出されておりますので、報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、施政方針を議題といたします。

令和4年度の施政方針を永田市長より受けます。

施政方針は、発言席でお願いいたします。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市長（永田 純夫君）

おはようございます。

令和4年3月清須市議会定例会の開会に臨み、来る令和4年度の市政運営につきまして、私の基本的な考え方である施政方針を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたく存じます。

新型コロナウイルス感染症が清須市で初めて確認されてから2年たちました。この間、新型コロナウイルスに罹患された方々並びにお亡くなりになられた方々に心からお見舞いとお悔やみを申し上げます。

そして、感染症対策に日夜取り組んでいただいております医療機関の皆様、エッセンシャルワーカーの皆様はじめ関係の皆様方に深く感謝申し上げます。

また、長引くコロナ禍におきまして、市民の皆様方には、様々な制約のある生活、感染予防対策などに御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況は、現在も拡大と小康の局面を繰り返しており、依然として収束が見えない状況であります。しかしながら、3回目のワクチン接種を推進するとともに、11歳以下の子どもへのワクチン接種が円滑に実施できるように努めるなど、国や県、医療機関と連携し、引き続き感染拡大の防止に全力で取り組んでまいります。

さて、コロナ禍の昨年8月、市民の皆様から御信任を賜り、引き続き2期目の市政のかじ取りを任せていただきました。改めて身の引き締まる思いと職責の重大さを感じております。この上は、社会情勢の変化や多様化する市民の皆様へのニーズに柔軟に対応しながら、第2次総合計画に掲げる「水と歴史に織りなされた安心・快適で元気な都市」の実現に向けて、スピード感を持って、かつ、着実に実行し、本市の発展に全力を傾注する覚悟でございます。

本市の財政状況は、市税収入につきましては持ち直しの動きが見られるものの、コロナ禍前の

水準までは回復しておりません。また、高齢化の進展等による社会保障関係費の自然増が見込まれることに加え、大規模な施策事業の推進、公共施設の計画的な維持管理、脱炭素化に向けた対策など様々な行政課題にも対応していく必要があります、厳しい財政運営が予想されます。

そのような中、令和4年度の予算編成に当たりましては、限られた財源を真に必要な分野に重点的かつ効率的に配分することを基本に、持続可能な社会を構築し、市民生活をより豊かにするとともに、「暮らしのため」に、「子どもたちのため」に、「清須の未来のため」に、継続と進化、力強い清須の実現に向け、未来への投資を加速する、こうした思いを持って予算を編成いたしました。

予算の柱立てとしては、第2次総合計画を踏まえて7つの柱で整理しております。以下、その柱立てに沿いまして、主要な事業について御説明させていただきます。

1つ目は、「安全で安心に暮らせるまちをつくる」であります。

我が国は、自然的な条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、毎年のように豪雨、地震等の自然災害が発生しています。それら自然災害に備え、本市全ての小中学校体育館に、発災時には指定避難所としての良好な環境を確保するとともに、児童・生徒並びに学校開放利用者の体調管理等に対応できるよう、LPガスを利用した空調設備を整備いたします。

また、五条川右岸側の清洲庁舎跡地に指定避難所及び防災資機材等備蓄施設としての機能を有する防災センターを整備するため、令和4年度に実施設計を行います。これらハード面の対策だけでなくソフト面につきましても、水等を使用せずに授乳できる乳児用液体ミルクの防災備蓄を進めてまいります。

また、令和4年度は地域防災活動の重要な担い手である清須市消防団が、「第67回愛知県消防操法大会」に西春日井二市一町の代表として出場します。日頃の訓練の成果を遺憾なく発揮していただきたいと期待しております。

都市型水害に対応するためのハード面の整備は、国・県等が実施する枇杷島地区特定構造物改築事業につきまして、現在、枇杷島橋の架け替え工事及び名鉄名古屋本線をまたぐ枇杷島陸橋の架け替え工事が実施されております。これらの工事は10年以上にわたる歳月を要し、進捗に伴って通行方法が随時変更されるなど、付近住民の方々には御迷惑をおかけしますが、関係機関と連携してしっかりと取り組んでまいります。

また、雨水排水対策として、土田排水区及び水場川右岸排水区の雨水幹線の整備、堀江ポンプ場、豊田川ポンプ場の改築・更新を進めてまいります。

一方で、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されているこの地域では、地震防災対策も急務であり、そのためには住宅の耐震化が喫緊の課題となります。耐震改修促進計画に基づきました建築物の耐震化や危険なブロック塀対策などにつきましても、引き続き補助金の活用を啓発し、地域の安全・安心と良好な生活環境の確保に努めてまいります。

交通安全対策では、駅周辺における自転車等の放置を防止するため、清洲駅前土地区画整理事業に併せて、自転車等駐車場対策基本方針に基づき、新たに有料の自転車等駐車場を整備してまいります。

2つ目は、「子育てのしやすいまちをつくる」であります。

全国的に少子高齢化・人口減少が進む中、本市は高い出生率を続けておりますが、これを将来にわたって維持していくためには、今後も増加する保育ニーズに対応していくことが重要であります。

そのため、令和4年度から令和5年度までの間、民営の認定こども園に対して、受け皿を確保するための施設整備費用の補助を行い、幼児教育・保育施設の充実を図るとともに、引き続き、待機児童ゼロの堅持に努め、子育てのしやすいまちづくりを進めてまいります。

また、令和3年度に立ち上げました家庭総合支援拠点におきましては、当初の目的である子どもとその家庭及び妊産婦の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うとともに、DV、児童虐待、ヤングケアラー問題など、引き続き家庭が抱える課題への対応に注力することで、支援の一体性・連続性の確保及び児童相談所等各関係機関との円滑な連携体制を構築してまいります。

さらには、子どもの健全な育成を図るため、3歳児健康診査の視力検査に屈折検査機器を導入し、弱視の危険因子である屈折異常や斜視などの早期発見及び適切な治療につなげてまいります。

子ども医療費につきましても、引き続き高校生世代の入院を含めた子どもの医療費を助成することにより、子どもの福祉の増進を図るとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境づくりとなるよう引き続き取り組んでまいります。

学校教育の充実につきましては、国のGIGAスクール構想に基づいて整備した一人1台のタブレット端末の活用を令和3年度に引き続き推進するとともに、タブレット端末を用いた家庭学習につきましても推進してまいります。

それに伴い、家庭にインターネット環境がない児童・生徒につきましても、モバイルルーターの貸与を行ってまいります。

また、適応指導教室におきましても、小中学校と同じく、タブレット端末が使えるよう環境整

備に努めてまいります。

学校施設の整備につきましては、先ほどの全小中学校の体育館の空調整備に加え、清洲児童館建て替えにあたり建設した仮設児童館を改修し、清洲小学校の理科室などとして活用するための改装工事を行ってまいります。

3つ目は、「誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる」であります。

新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化や行動制限がある中、誰もが自分らしく暮らせるよう引き続き感染症対策を行うとともに、新型コロナウイルスワクチンの追加接種及び11歳以下の子どもへの接種を円滑に実施してまいります。

また、子宮頸がん予防のためのワクチン接種につきましては、接種勧奨の差し控えが終了したため、医療機関と連携を図りながら、速やかに接種が実施できるよう進めてまいります。

高齢者福祉、障害者福祉の充実に向けた取組にも注力してまいります。介護施設の入所待機者の解消を図るため、西春日井二市一町の協力のもと、社会福祉法人西春日井福祉会におきまして整備を進めております特別養護老人ホーム「かもだの里」が6月1日に開設を予定しており、引き続き、介護施設の利用ニーズの増加に対応してまいります。

また、令和5年度までを計画期間とする高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画におきましては、日常生活圏域を1か所から4か所に見直したことに伴い、高齢者やその家族に対して、一層身近で寄り添った支援を行うことができるよう、地域包括支援センターをにしびさわやかプラザ内に新たに設置いたします。

高齢者への支援といたしまして、熱中症を予防するため、市民税が非課税である高齢者のみの世帯に対して、エアコンの購入及び設置に係る費用の一部を補助します。

また、認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分である人の財産の管理や権利を保護する成年後見制度につきましては、必要とする人が制度を利用できるよう、成年後見センターの設立に向けた準備委員会を立ち上げ、体制整備を図ってまいります。

国民健康保険につきましては、市民の皆様が安心して医療を受けられるよう関係機関と連携し、制度を安定的に運営していくことが重要であります。被保険者の皆様の急激な負担増とならないよう配慮しつつ、受益者負担の適正化を行い、制度の安定化を図ってまいります。また、未就学児に係る被保険者均等割を減額することで、子育て世帯の経済的負担を軽減してまいります。

4つ目は、「便利で快適に暮らせるまちをつくる」であります。

斎苑の整備につきましては、令和3年6月10日に市民の皆様の方に寄り添う施設として五条

川斎苑の供用を開始いたしました。今後も、あま市及び五条広域事務組合とともに適切な施設運営を行ってまいります。また、周辺環境改善事業につきましても、引き続き関係周辺地区の皆様との御理解と御協力をいただきながら推進をしてまいります。

将来の人口減少が予想される中でも本市がさらなる発展を遂げるためには、計画的な都市基盤の整備により効率的・効果的に都市機能を高めていくことが必要です。また、本市が活力を失わずに発展していくためには、土地利用等の在り方が重要であります。市としても具体的な都市計画、用途地域を定め、地域活性化していかなければなりません。今後予想される地域ニーズに対応するため、市の拠点である駅周辺地域で積極的な土地利用が図れるよう、引き続き、令和5年度の用途地域の変更に向けて調整を進めてまいります。

名鉄名古屋本線新清洲駅付近鉄道高架事業につきましては、将来的な道路等の整備を見据えつつ、令和5年度末をめどに仮線用地の買収に引き続き取り組んでまいります。地権者の方々への丁寧な説明に努め、事業への御理解、御協力をいただくため全力を尽くしてまいります。

また、現在施行中の土地区画整理事業の早期完了を目指すとともに、新たに一場東部地区周辺におけるインフラ基盤の整備と土地利用の効率化を促進し、快適で良好な市街地整備を図るため施行予定地区の用地測量等を実施するとともに、関係機関と協議を行い、土地区画整理組合の設立を支援してまいります。

地域内連絡幹線道路である枇杷島停車場線の整備や清洲橋の架け替えに伴う幹線道路の整備につきましても、愛知県と連携し事業の推進に取り組んでまいります。

また、市内道路の適正な管理と迅速な保全のため、道路維持管理業務員を増員いたします。

橋梁につきましては、長寿命化計画に基づいた新川小橋の補修工事を実施し、併せて耐震補強を行うことで、地震等による被害の防止を図ってまいります。

2050年の脱炭素社会の構築に向けた取組として、公用車の電気自動車への入れ替えや住宅用の地球温暖化対策設備への補助を行うなど、市民の皆様とともに持続可能な地域づくりに取り組んでまいります。

5つ目は、「魅力に満ちた活力のあるまちをつくる」であります。

現在、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、令和2年度から3か年をかけて、地域が観光消費によって潤うための仕組みづくりを企画段階から市内の事業者の皆様や市民有志の方々とともに進めております。

3か年計画の最終年度は、市観光協会のホームページリニューアルや新たに作成したPR冊子

と動画の本格的活用により、市外からの人や消費の流入を促進します。情報拡散力の高い若者や女性に対して、魅力のあるコンテンツをSNS等で発信するなど、新たな誘客ターゲットを意識した注目スポットや人と消費の流れを創造してまいります。

また、これまで城郭や武将に傾注してきた清洲ふるさとのやかたでの商品販売や展示を産業振興にも傾けることで、市内企業や事業所の製品・サービスの拡販につながるよう清洲ふるさとのやかたのリニューアルを行います。

さらに、きよすフェスなどのイベントにより多くの方に周知が図られた清須御当地グルメを市外・県外にも広く情報発信し、観光誘客にプラスの効果が期待できるものとして、観光シーズン等でのクーポンやスタンプラリーによる周遊型のイベントを行ってまいります。このほか、商工会と協調してイルミネーションイベントを実施することで、秋季夜間における清洲城周辺のにぎわいを創出してまいります。

食育事業として、伝統野菜の土田かぼちゃや宮重大根の6次産業化を促進し、消費生活問題でもある食品ロスにおきましては、子どもや子育て世帯に向けた啓発活動にも着手してまいります。

企業誘致の推進につきましては、令和3年度に策定します企業立地の促進のための基本方針となる企業立地促進基本計画に基づき、企業の誘致と留置の双方の視点から、積極的に市内外企業へ訪問活動を実施します。実施にあたり、本市の立地環境の優位性や利便性といった魅力を発信することで、事業者の本市への注目度を高めます。さらに、企業の設備投資の動向や新たな用地需要などに関する情報収集に努めることで、確実な企業立地に結びつけられるよう取り組んでまいります。

6つ目は、「豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる」であります。

芸術活動の振興につきましては、はるひ美術館で開催しました公募展で高く評価された作家の中から厳選して、個展形式により展覧会を開催するとともに、様々な魅力ある展覧会を開催することで、市民の皆様が質の高い芸術に触れる機会を提供してまいります。

また、経年劣化が著しいはるひ美術館の外壁改修、春日公民館のトイレの改修、カルチバ新川のプールサイドの床面改修、西枇杷島テニスコートの人工芝や新川緑地内の多目的運動場トイレの水洗化などを行い、引き続き施設利用者の安全性や利便性の向上に努めてまいります。

7つ目は、「つながりを大切にするまちをつくる」であります。

国におきましてはデジタル庁を設置し、全ての分野におけるデジタル化を推進しております。本市におきましても、国の動向を注視し、住民の利便性の向上と行政運営の効率化に向けてデジ

タル化を加速していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれがある状況下で、市民の皆様が非対面、非接触で手続できるように、児童手当をはじめとした子育てに関する手続や要介護認定をはじめとした介護に関する手続、各種検診の予約、スポーツ施設の利用予約につきまして、オンライン申請ができるように環境の整備を行い、準備が整ったものから開始をいたします。また、これらの手続以外につきまして、順次デジタル化を進めてまいります。

さらに、御家族が亡くなられたときに必要な手続をスムーズに進められるよう、「おくやみコーナー」を4月から週2回開設いたします。

また、市役所の南館につきましては、建設から35年が経過し老朽化が進んでいることから、公共施設個別施設計画に基づき、基本構想を策定してまいります。

以上、令和4年度の市政運営に対する基本的な姿勢、施策の概要を申し上げてまいりましたが、ここに御審議いただく令和4年度の当初予算は、一般会計286億3千700万円、特別会計は3会計合計で126億9千8万6千円、企業会計は2会計合計で45億5千235万8千円、合わせて458億7千944万4千円となります。このうち、一般会計の予算規模は、令和3年度当初予算に対し1.3%増となり、過去最大となります。

歳入につきまして、大宗をなす市税は、市民税や固定資産税の伸びが見込まれ、121億余円となります。

市債につきましては、地方交付税の振替措置である臨時財政対策債が、国税と地方税の回復を背景に大幅な減額となるため、前年度から6億円下回る24億余円を計上しております。

一方、歳出では、障害福祉サービスの増加に伴う扶助費の増加をはじめ、人件費及び公債費も前年度から増加しており、義務的経費全体では前年度を約4億円上回る126億余円となります。

投資的経費につきましては、市民の皆様のお安全・安心につながる社会基盤整備の費用を確保するとともに、土地区画整理事業等の事業量の減少により、前年度を約2億円下回る44億余円を計上しております。

今回の予算編成では、市税がコロナ禍前の水準まで回復していない中で、義務的経費などの歳出の増加がありましたが、財政調整基金からの繰り入れを抑えつつ、概ね例年どおりの基金残高を維持しながら、財源不足を解消することができました。

最後に、むすびとして一言申し上げたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、一日も早く穏やかな日常を取り戻すことができ

るように、感染症対策に全力で取り組んでまいります。

そして、本市がこれからも成長を続け、魅力と活力にあふれた誇れるまちとなるためには、これまでのまちづくりの歩みを止めることなく、未来への投資を着実に進め、第2次総合計画で掲げる政策・施策の推進にスピード感を持って取り組むことが重要であると考えております。私を先頭に職員一丸となって、光あふれる輝かしい清須市の実現に向けて全力を尽くしてまいりますので、議員各位をはじめ市民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。私の施政方針といたします。

ありがとうございました。

議 長（八木 勝之君）

この施政方針に対し質疑のある方は、2月28日正午までに発言通告書の提出をお願いいたします。

3月4日の本会議において質疑を行います。

お諮りいたします。

これより議案の審議に入りますが、日程第5、議案第2号から日程第28、議案第25号までを一括議題とし、市長から提案理由の説明を受けます。

その後、日程第5、議案第2号から日程第28、議案第25号までの24案件について担当部長から内容の説明を受けますが、所管が連続している場合は、一括して内容の説明を受けます。

なお、本日は提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、質疑のある方は、施政方針の質疑と同じく、2月28日正午までに発言通告書を提出していただき、3月4日の本会議において質疑を行った後、各常任委員会に審査を付託いたしたいと思っております。

以上のような進め方でございますが、これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議 長（八木 勝之君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました方法で行うことに決定いたします。

日程第5、議案第2号から日程第28、議案第25号までを一括議題といたします。

市長より一括して提案理由の説明を求めます。

永田 市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市長（永田 純夫君）

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

今定例会に提案いたします案件は、令和４年度清須市一般会計等の予算案６件、条例の制定案２件、条例の一部改正案１０件、組合格約の変更等に関する協議１件、公の施設の指定管理者の指定１件、市道路線の認定１件、令和３年度一般会計等の予算案３件でございます。各案件について、順次、提案理由を説明申し上げます。

議案第２号 令和４年度清須市一般会計予算案につきましてお願いを申し上げます。

歳入の大宗をなす市税につきましては、コロナ禍前の水準まで回復していないものの、市民税や固定資産税の増収等を見込み、１２１億４千４３万２千円を計上いたしました。その上で、補助金・基金・市債などを有効活用することにより財源の確保に努め、総額２８６億３千７００万円を計上いたしました。

歳出の主な内容を申し上げます。

まず、「安全で安心に暮らせるまちづくり」に向けて、安全で快適な避難所機能と学習環境を確保するため、市内全ての小中学校体育館に空調設備を設置するとともに、五条川右岸側の清洲庁舎跡地に防災センターを整備するための実施設計に着手してまいります。

次に、「子育てのしやすいまちづくり」に向けて、今後も増加する保育ニーズに対応するため、民営の認定こども園の整備を支援するなど、待機児童ゼロの堅持に努めてまいります。

続いて、「誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」に向けて、引き続き、新型コロナウイルスのワクチン接種を推進し、感染対策に努めていくとともに、子宮頸がんワクチンの定期接種を勧奨し、感染の予防を図ってまいります。

次に、「便利で快適に暮らせるまちづくり」に向けては、引き続き、名鉄新清洲駅付近の鉄道高架事業を推進するほか、土地区画整理事業については、名鉄新清洲駅北及びＪＲ清洲駅前の早期完了を目指すとともに、新たに一場東部地区における土地区画整理組合の設立に向けた支援を行ってまいります。

また、魅力に満ちた活力のあるまちづくりに向けて、清洲城周辺のにぎわいを創出するため、清洲ふるさとのやかたのリニューアルや商工会と協調したイルミネーションイベントを行うとともに、令和３年度に策定します企業立地促進基本計画に基づき、企業誘致等を推進してまいります。

議案第３号 令和４年度清須市国民健康保険特別会計予算案につきましては、県から示された

事業納付金に基づき、総額59億2千261万5千円計上いたしました。

国民健康保険税は、13億2千727万2千円とし、一般会計から6億4千366万6千円を繰り入れることといたしました。

議案第4号 令和4年度清須市介護保険特別会計予算案につきましては、令和3年度を始期とする第8期介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターをにしびさわやかプラザ内に新たに設置するなど、総額51億4千734万9千円を計上いたしました。

介護保険料は11億6千643万6千円とし、一般会計から8億508万6千円を繰り入れることといたしました。

議案第5号 令和4年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案につきましては、総額16億2千12万2千円を計上いたしました。

後期高齢者医療保険料は、8億4千802万7千円とし、一般会計から7億6千753万5千円を繰り入れることといたしました。

議案第6号 令和4年度清須市水道事業会計予算案につきましては、収入では、給水収益や受託工事収益など収益的収入を2億3千543万6千円、給配水工事負担金など資本的収入を1億6千159万5千円計上いたしました。このうち一般会計からは資本的収入に1億円を繰り入れることといたしました。

支出では、原水及び浄水費などの収益的支出を2億2千705万3千円、配水設備工事費などの資本的支出を1億5千922万3千円計上いたしました。

議案第7号 令和4年度清須市下水道事業会計予算案につきましては、収入では、下水道使用料などの収益的収入を16億1千938万8千円、企業債や工事負担金などの資本的収入を20億2千153万6千円計上いたしました。このうち一般会計からは、収益的収入に7億8千46万1千円、資本的収入に2億3千194万8千円、合わせて10億1千240万9千円を繰り入れることといたしました。

支出では、汚水雨水管渠維持費などの収益的支出を15億3千516万3千円、汚水雨水管渠整備費などの資本的支出を26億3千91万9千円計上いたしました。

汚水整備事業につきましては、新川流域関連清須市公共下水道事業計画に基づき、事業計画区域の面整備管渠布設工事を実施してまいります。

雨水整備事業につきましては、既設ポンプ場の長寿命化に向けた取組に力を注いでまいります。

議案第8号 清須市歯と口腔の健康づくり推進条例案につきましては、歯と口腔の健康づくり

に関する基本理念を定め、市民の生涯にわたる健康でいきいきとした生活の確保に寄与するためのものがございます。

議案第9号 清須市名古屋都市計画清洲駅周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例案につきましては、清洲駅前土地区画整理事業による効果の維持及び増進を図り、地域住民が安全で安心して暮らせる環境の保全を図るとともに、健全な市街地を形成するため、建築物等に関する制限を定めるためのものがございます。

議案第10号 清須市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例案につきましては、国の行政手続及び内部手続における押印の廃止に鑑み、本市の内部手続における押印を廃止するとともに、職員の特殊勤務命令簿の作成を廃止するための一部改正でございます。

議案第11号 清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院の国会及び内閣に対する令和3年8月10日付の公務員人事管理に関する報告に鑑み、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うため、所要の規定を整備するための一部改正でございます。

議案第12号 清須市個人情報保護条例の一部を改正する条例案につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、規定を整理するための一部改正でございます。

議案第13号 清須市消防団条例の一部を改正する条例案につきましては、国による非常勤消防団員の報酬等の基準の制定に鑑み、消防団員の処遇改善を図るため、消防団員に支給する出勤報酬を創設するための一部改正でございます。

議案第14号 清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、日本政策金融金庫及び沖縄振興開発金融金庫が行う恩給担保貸付事業のうち、年金である損害補償の受給権を担保とする貸付制度が廃止されることに伴い、当該受給権を担保に供することができる場合の特例を廃止するための一部改正でございます。

議案第15号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、清須市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、税率及び税額の改正を行うとともに、地方税法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の5割を減額するための一部改正でございます。

議案第16号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例案につきましては、清須市清洲総合福祉センター内のふれあいルームの浴場及びデイルームを廃止するための一部改正でございます。

議案第17号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、電磁的方法による対応に係る規定を整備するための一部改正でございます。

議案第18号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、電磁的方法による対応に係る規定を整理するための一部改正でございます。

議案第19号 清須市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、新たに地域学校協働活動推進員を設置し、報酬の額を定めるための一部改正でございます。

議案第20号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組規約の変更に関する協議につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、令和4年3月31日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から尾張旭市長久手市衛生組合を脱退させること及び愛知県市町村職員退職手当組規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第21号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、清須市清洲勤労福祉会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第22号 市道路線の認定につきましては、開発に伴う帰属及び国からの譲与に伴い、市道路線の認定をすることについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第23号 令和3年度清須市一般会計補正予算第12号案につきましては、新型コロナウイルスの小児用ワクチンが薬事承認されたことにより、5歳から11歳までを対象としたワクチン接種の体制整備を行うとともに、国の補正予算成立により、教育・保育の現場で働く人々の処遇の改善を図るため、民間事業者が行う賃金の引上げに要する費用を補助するほか、清洲勤労福祉会館及び新川地域文化広場の指定管理者に対し、新型コロナウイルス感染予防対策に伴う休業

損失の補償を行うなど、所要の補正を行うことといたしました。

また、市税の追加や不用額の精査等による財源を基に、今後の財政需要に備えて各種基金への積立てを行うことといたしました。

なお、年度内に執行が困難と見込まれる事業については、繰越明許費を設定し、事業費の全部、または一部を翌年度へ繰り越すことといたしました。

補正額は4千133万5千円を追加し、予算の総額は324億6千714万2千円となります。

議案第24号 令和3年度清須市国民健康保険特別会計補正予算第4号案につきましては、医療費の増加などにより不足が見込まれる保険給付費について所要の補正を行うことといたしました。

補正額は9千268万1千円を追加し、予算の総額は60億1千517万8千円となります。

議案第25号 令和3年度清須市介護保険特別会計補正予算第3号案につきましては、介護給付費準備基金預金利子の額の確定により所要の補正を行うことといたしました。

補正額は12万6千円を追加し、予算の総額は50億7千784万8千円となります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当者から説明させますので、十分に御審議のうえ、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（八木 勝之君）

それでは、日程第5、議案第2号 令和4年度清須市一般会計予算案について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第2号について御説明します。

それでは、令和4年度一般会計・特別会計予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第2号

令和4年度清須市一般会計予算

令和4年度清須市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算です。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ286億3千700万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
第2条は地方債です。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条は一時借入金です。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

第4条は歳出予算の流用です。

地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月24日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、2ページ、3ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出です。

まず、歳入です。

1款市税、予算額121億4千437万2千円、1項市民税から5項都市計画税までです。

主なものは、1項市民税は、個人所得の回復傾向や法人税割など前年度比約2億9千700万円の増収を見込みました。

2項固定資産税は、新築家屋の伸びや感染症特例措置の終了など、前年度比約1億7千700万円の増収を見込みました。

市税全体では前年度比4.3%、約4億9千500万円の増収となっております。

2款地方譲与税から11款地方交付税までは、内閣が公表する地方財政計画や愛知県通知などにより、それぞれ見積もりをしています。

2款地方譲与税、予算額1億7千880万円、1項地方揮発油譲与税から3項森林環境譲与税までです。

3款利子割交付金、予算額500万円、1項利子割交付金です。

4 款配当割交付金、予算額 6 千 4 0 0 万円、1 項配当割交付金です。

5 款株式等譲渡所得割交付金、予算額 3 千 2 0 0 万円、1 項株式等譲渡所得割交付金です。

6 款法人事業税交付金、予算額 1 億 6 千 6 0 0 万円、1 項法人事業税交付金です。

7 款地方消費税交付金、予算額 1 5 億 8 千万円、1 項地方消費税交付金です。

8 款自動車取得税交付金、予算額 1 千円の窓口計上、1 項自動車取得税交付金です。

9 款環境性能割交付金、予算額 4 千万円、1 項環境性能割交付金です。

1 0 款地方特例交付金、予算額 9 千 7 0 0 万円、1 項地方特例交付金です。

1 1 款地方交付税、予算額 1 8 億 5 千万円、1 項地方交付税です。

普通交付税は前年度比 3 億円増の 1 8 億円を計上しました。

1 2 款交通安全対策特別交付金、予算額 1 千 2 0 0 万円、1 項交通安全対策特別交付金です。

1 3 款分担金及び負担金、予算額 1 億 9 千 9 6 8 万 7 千円、1 項負担金です。

1 4 款使用料及び手数料、予算額 2 億 9 千 7 1 6 万 8 千円、1 項使用料と右側 3 ページの一番上、2 項手数料です。

1 5 款国庫支出金、予算額 4 0 億 4 千 5 6 1 万 9 千円、1 項国庫負担金から 3 項国庫委託金までです。

新型コロナウイルス予防接種関連は、1 項国庫負担金のうち新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 3 千 2 5 0 万 5 千円、2 項国庫補助金のうち新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 1 千 6 7 3 万 1 千円です。これらは歳出で説明をする新型コロナウイルス予防接種費に充当する特定財源 1 0 分の 1 0 です。

1 6 款県支出金、予算額 1 8 億 2 千 5 3 8 万 1 千円、1 項県負担金から 4 項県交付金までです。

1 7 款財産収入、予算額 5 千 1 2 6 万 3 千円、1 項財産運用収入と 2 項財産売払収入です。

1 8 款寄附金、予算額 1 億 3 千円、1 項寄附金です。主なものは、ふるさと寄附金 1 億円です。

1 9 款繰入金、予算額 2 0 億 4 7 4 万 2 千円、1 項特別会計繰入金と 2 項基金繰入金です。

主なものは、2 項基金繰入金のうち財政調整基金繰入金 1 1 億 8 千 4 7 3 万 9 千円、減債基金繰入金 3 億円、都市計画施設基金繰入金 3 億円、義務教育施設整備基金繰入金 2 億円です。令和 4 年度当初予算編成後の財政調整基金現在高は 1 0 億 7 千 5 3 5 万 7 千円となり、目標としている残高は確保できています。

2 0 款繰越金、予算額 2 億円、1 項繰越金です。

2 1 款諸収入、予算額 1 3 億 1 千 3 9 6 万 4 千円、1 項延滞金、加算金及び過料から 5 項雑入

までです。

主なものは、5項雑入のうち石油ガス災害バルク等の導入事業費補助金4億3千147万2千円です。この補助金は、この後、歳出で説明をする市内全ての小中学校体育館に設置をするLPガスを利用した空調設備事業に充当する特定財源です。

22款市債、予算額24億3千万円、1項市債です。

詳細は、この後、第2表 地方債で説明をします。

1枚はねていただきまして、4ページ、5ページを御覧ください。

歳出です。

1款議会費、予算額2億3千249万9千円、1項議会費です。

2款総務費、予算額24億6千709万9千円、1項総務管理費から6項監査委員費までです。

主なものは、1項総務管理費のうち車両管理費では、カーボンニュートラルの実現に向けた取組として、公用車の電気自動車への入替えとその充電設備に600万円、自転車等駐車場費では、清洲駅前土地区画整理事業に伴い、既設の自転車等駐車場が廃止となるため、新たな有料自転車等駐車場の整備に1億3千37万2千円を計上しました。その他、御遺族の負担を軽減するためのワンストップ専用窓口として、4月から週2日、おくやみコーナーを開設します。

3款民生費、予算額114億3千294万円、1項社会福祉費から4項災害救助費までです。

主なものは、1項社会福祉費のうち在宅高齢者助成費では、市民税が非課税である高齢者のみの世帯に対するエアコン購入と設置に係る費用に54万円、社会福祉施設費では、清洲総合福祉センターの空調設備の更新工事と令和5年度に行う予定の大規模改修の実施設計に1億7千759万8千円、西枇杷島福祉センター・新川福祉センター・にしび創造センター及び春日老人福祉センターの各老人福祉施設の適切な維持管理に1億296万円。

2項児童福祉費のうち認定こども園整備費では、増加する保育ニーズに対応するため、民間事業者が行う認定こども園の支援に6千543万5千円、老朽化した各保育園の整備費に2千331万円を計上いたしました。

4款衛生費、予算額24億5千239万6千円、1項保健衛生費から3項上水道費までです。

主なものは、1項保健衛生費のうち予防対策事務費では、成人保健事業の各種健診の申込みについて、インターネットを利用して予約ができるようにするためのシステム導入に88万円、幼児健康診査費では、弱視の危険因子を早期発見するための視力屈折検査機器の購入に132万円、感染症予防費では、子宮頸がんや風疹の罹患を予防するためのワクチン定期接種に2億1千

3 2 7 万 2 千 円、新型コロナウイルス感染症の発症及び重症化を予防するための接種体制の整備に 4 千 9 2 3 万 6 千 円を計上しました。

5 款労働費、予算額 2 0 1 万 7 千 円、1 項労働諸費です。

6 款農林水産業費、予算額 1 億 8 千 2 8 9 万 1 千 円、1 項農業費です。

7 款商工費、予算額 3 億 2 千 7 9 9 万 4 千 円、1 項商工費です。

主なものは、観光誘客推進費のうち秋季・夜間における清洲城周辺のにぎわいを創出するため商工会が実施するイルミネーションイベントと協調し、清洲古城跡公園一帯への誘客を促進するための電飾の設置などに 9 0 0 万円、まちの観光産業にぎわいプロジェクト費のうち特産品の魅力が伝わるレイアウトや滞在時間の延伸につながる空間を創出するため、清洲ふるさとのやかたの内装などのリニューアルに 1 千 8 6 7 万 5 千 円を計上しました。

8 款土木費、予算額 4 1 億 1 千 6 0 4 万 3 千 円、1 項土木管理費から 4 項都市計画費までです。

主なものは、2 項道路橋梁費のうち道路維持費では、道路上での事故を未然に防止することや市民からの通報に迅速に対応するため、令和 4 年度から道路維持管理業務員を増員することとしたため、その人件費と道路維持費に 1 千 6 4 5 万 2 千 円、4 項都市計画費のうち一場東部開発費では、一場東部地区の土地区画整理組合設立認可に向けた支援に 2 千 8 9 3 万円を計上しました。

9 款消防費、予算額 9 億 8 千 2 9 1 万 5 千 円、1 項消防費です。

主なものは、仮称五条川防災センター整備費では、五条川右岸側の清洲庁舎跡地に防災センターを整備するための実施設計などに 6 千 1 7 0 万円を計上しました。

1 0 款教育費、予算額 4 1 億 1 3 4 万 7 千 円、1 項教育総務費から右側 5 ページの上段、6 項保健体育費までです。

主なものは、2 項小学校費と 3 項中学校費のうち各小中学校整備費では、安全で快適な避難所機能と学習環境を確保するため、市内全ての小中学校体育館に L P ガスを利用した空調設備の設置に 1 2 億 6 千 9 8 0 万 7 千 円、歳入で説明をいたしました石油ガス災害バルク等の導入事業費補助金を特定財源として充当します。

5 項社会教育費のうち公民館費と社会教育施設費では、春日公民館とはるひ美術館の適切な維持管理に 1 億 6 千 2 5 1 万 3 千 円、6 項保健体育費のうち体育施設費では、アルコ清洲、カルチバ新川、春日 B & G 体育館、新川緑地各施設の適切な維持管理に 1 億 6 9 0 万円を計上しました。

1 1 款公債費、予算額 2 3 億 8 8 5 万 9 千 円、1 項公債費です。

1 2 款予備費、予算額 3 千万円、1 項予備費です。

1枚はねていただきまして、6ページを御覧ください。

第2表 地方債です。

当初予算では、表に記載の12の事業について地方債の活用を予定しています。

まず、起債の目的及び限度額です。

自転車等駐車場整備事業は限度額1億2千300万円、合併特例債です。

社会福祉施設整備事業のうち清洲総合福祉センターと新川福祉センターの整備事業は合併特例債。

春日老人福祉センターの整備事業は一般単独事業債で、限度額は2億2千900万円です。

道路等整備事業は限度額2千800万円、合併特例債です。

清洲駅前土地区画整理事業は限度額1億3千800万円、合併特例債です。

新清洲駅北土地区画整理事業は限度額2億5千600万円、合併特例債です。

新清洲駅付近鉄道高架整備事業は限度額3億1千100万円、合併特例債です。

防災センター整備事業は限度額2千600万円、合併特例債です。

小学校整備事業は限度額4億800万円です。空調設備の設置事業などで合併特例債です。

中学校整備事業は限度額2億2千100万円です。空調設備の設置事業で合併特例債です。

社会教育施設整備事業は限度額1億3千400万円です。春日公民館とはるひ美術館の整備事業で合併推進債です。

体育施設整備事業は限度額5千600万円です。アルコ清洲とカルチバ新川の整備事業で合併特例債です。

最後に、臨時財政対策債です。

市税をはじめ国税や地方税交付金の伸びが見込まれるなど、それらが要因となり臨時財政対策債は前年度比で8億円少ない5億円を限度額としています。

起債限度額の合計は24億3千万円で、そのうち合併特例債17億5千800万円、合併推進債1億3千400万円、一般単独事業債3千800万円となっています。

起債の方法です。起債の方法は、普通貸借または証券発行です。

利率です。利率はそれぞれ4%以内です。

最後に償還の方法です。政府資金及び県資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによります。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができることとするものです。

議案第2号の説明は以上です。

議長（八木 勝之君）

ここで10時45分まで休憩いたします。

（ 時に午前10時34分 休憩 ）

（ 時に午前10時45分 再開 ）

議長（八木 勝之君）

休憩前に続き、議会を開きます。

次に、日程第6、議案第3号 令和4年度清須市国民健康保険特別会計予算案及び日程第8、議案第5号 令和4年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案の2案件について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田 隆君）登壇 >

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田でございます。

議案第3号について御説明いたします。

一般会計・特別会計予算書及び説明書の117ページをお願いいたします。

議案第3号

令和4年度清須市国民健康保険特別会計予算

令和4年度清須市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ59億2千261万5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれら

の経費の各項の間の流用。

令和4年2月24日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、118ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算です。

初めに、歳入について御説明いたします。

1 款国民健康保険税、予算額13億2千727万2千円、1 項国民健康保険税です。

令和4年度も令和3年度に引き続き税率改定を見込み予算編成したところ、一般被保険者国民健康保険税現年課税分滞納繰越分等合わせ、ただいま申し上げました予算額となりました。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金及び3 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金につきましては、過年度分としてそれぞれ予算額1千円の計上でございます。

4 款県支出金、予算額39億3千166万6千円、1 項県交付金です。主に本市の保険給付費の財源に当たる交付金でございます。

5 款財産収入、予算額1千円、1 項財産運用収入です。内容としましては、基金、預金利子でございます。

6 款繰入金、予算額6億4千366万6千円、1 項他会計繰入金です。主に、職員給与費繰入金、保険基盤安定繰入金等一般会計からの繰入金でございます。

7 款繰越金、予算額2千万円、1 項繰越金です。内容としましては、前年度繰越金でございます。

8 款諸収入、予算額8千円、1 項延滞金、加算金及び過料と2 項雑入でございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、右側、119ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

1 款総務費、予算額7千156万9千円、1 項総務管理費から3 項運営協議会費までです。主に職員人件費、一般管理費等でございます。

2 款保険給付費、予算額39億3千248万9千円、1 項療養諸費から6 項傷病手当金までです。主に一般被保険者の療養給付費や高額療養費をはじめ出産育児一時金等でございます。

3 款国民健康保険事業費納付金、予算額18億3千572万8千円、1 項医療給付費から3 項介護納付金まででございます。内容としましては、国民健康保険の財政運営の主体となる愛知県

への納付金でございます。

4 款共同事業拠出金、予算額 2 千円、1 項共同事業拠出金です。

5 款財政安定化基金拠出金、予算額 1 千円、1 項財政安定化基金拠出金です。

6 款保健事業費、予算額 5 千 6 5 9 万 1 千円、1 項特定健康診査等事業費と 2 項保健事業費でございます。主に特定健康診査事業費や人間ドック補助事業費等の疾病予防費でございます。

7 款基金積立金、予算額 1 千円、1 項基金積立金です。

8 款諸支出金、予算額 6 2 3 万 4 千円、1 項償還金及び還付加算金と 2 項繰出金です。主に過年度保険税還付金等でございます。

9 款予備費、予算額 2 千万円、1 項予備費でございます。

議案第 3 号の御説明は以上でございます。

続きまして、議案第 5 号について御説明いたします。

一般会計・特別会計予算書及び説明書の 1 7 3 ページをお願いいたします。

議案第 5 号

令和 4 年度清須市後期高齢者医療特別会計予算

令和 4 年度清須市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 6 億 2 千 1 2 万 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 億円と定める。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

清須市長 永田純夫

1 枚はねていただきまして、1 7 4 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算です。

初めに歳入について御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、予算額 8 億 4 千 8 0 2 万 7 千円、1 項後期高齢者医療保険料です。後期高齢者医療広域連合における令和 4 年度保険料改定により保険料率が下がったことに伴い、ただいま申し上げました予算額となりました。

2 款繰入金、予算額 7 億 6 千 7 5 3 万 5 千円、1 項他会計繰入金です。

主に保険基盤安定繰入金、療養給付費繰入金等、一般会計からの繰入金でございます。

3 款繰越金、予算額 1 千円、1 項繰越金です。

4 款諸収入、予算額 4 5 5 万 9 千円、1 項延滞金、加算金及び過料から 3 項雑入までです。

主に令和 4 年 1 0 月より、医療機関による窓口負担割合が 2 割となる加入者がいるため、被保険者証の更新に係る事務費である後期高齢者医療制度特別対策補助金等でございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、右側 1 7 5 ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

1 款総務費、予算額 2 千 4 0 7 万 5 千円、1 項総務管理費と 2 項徴収費です。主に職員人件費、一般管理費等でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、予算額 1 5 億 9 千 4 3 3 万円、1 項後期高齢者医療広域連合納付金です。主に後期高齢者医療保険料等負担金や療養給付費等負担金でございます。

3 款諸支出金、予算額 7 1 万 7 千円、1 項償還金及び還付加算金と 2 項繰出金です。主に過年度保険料還付金等でございます。

4 款予備費、予算額 1 千円、1 項予備費です。

議案第 5 号の御説明は以上でございます。

議長（八木 勝之君）

次に、日程第 7、議案第 4 号 令和 4 年度清須市介護保険特別会計予算案について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

加藤健康福祉部長。

< 健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）登壇 >  
健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部の加藤です。

議案第 4 号について御説明いたします。

令和 4 年度一般会計・特別会計予算書及び説明書の 1 4 5 ページをお願いいたします。

議案第 4 号

令和 4 年度清須市介護保険特別会計予算

令和 4 年度清須市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

## 歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億4千734万9千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

## 一時借入金

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

## 歳出予算の流用

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月24日提出

清須市長 永田純夫

それでは、1枚はねていただきまして、146ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

初めに歳入から御説明をいたします。

1款介護保険料、予算額11億6千643万6千円、1項介護保険料です。第1号被保険者保険料で高齢者人口の増加を加味し、前年度比6千229万円の増額を見積もりました。

2款使用料及び手数料、予算額4万円、1項手数料です。介護保険事業者指定更新申請の手数料です。

3款国庫支出金、予算額10億5千630万5千円、1項国庫負担金と2項国庫補助金です。1項国庫負担金では介護給付費に係る国庫負担金、2項国庫補助金では介護保険給付費分の調整交付金と介護予防日常生活支援総合事業や包括的支援事業などの交付金です。

4款支払基金交付金、予算額13億3千409万6千円、支払基金の交付金です。介護給付費と地域支援事業費の交付金です。

5款県支出金、予算額7億4千115万円、1項県負担金と2項県補助金です。1項県負担金は介護給付費の県負担金、2項県補助金は介護予防日常生活支援総合事業や包括的支援事業などの県交付金です。

6款財産収入、予算額1千円の窓口計上、1項財産運用収入です。

7 款繰入金、予算額 8 億 4 千 9 2 5 万 6 千円、1 項他会計繰入金と 2 項基金繰入金です。主なものは、1 項他会計繰入金のうち一般会計繰入金の 8 億 5 0 8 万 6 千円で、職員給与や介護給付費等の繰入金です。

8 款繰越金、予算額 1 千円の窓口計上、1 項繰越金です。

9 款諸収入、予算額 6 万 4 千円、1 項延滞金、加算金及び過料と 2 項雑入です。

歳入については以上でございます。

次に、右のページ 1 4 7 ページ歳出の説明をさせていただきます。

1 款総務費、予算額 1 億 1 千 5 7 1 万円、1 項総務管理費から 4 項趣旨普及費までです。主なものは、1 項総務管理費では職員人件費と第 9 期高齢者福祉計画介護保険事業計画策定費、3 項介護認定審査会費では介護認定に係る調査費などを計上しております。第 9 期介護保険事業計画策定の事前アンケート調査費などを予算計上することに伴い、前年度対比 6 1 2 万円の増額となりました。

2 款保険給付費、予算額 4 8 億 1 千 1 6 8 万 3 千円、1 項介護サービス等費から 4 項特定入所者介護サービス費までです。主なものは、1 項介護サービス等費では訪問介護・通所介護などの居宅サービス給付費や特別養護老人ホームなどの施設サービス給付費です。

3 項高額介護サービス費では、介護サービスに係る利用者負担が一定の上限額を欠いた場合の超過分の給付額です。

4 項特定入所者介護サービス費では、施設入所などの利用者に対する食費・居住費の給付額を計上しております。介護入所者数の増加等に伴う居宅サービス給付費の増加額や第 6 特別養護老人ホームの開設に伴う施設サービス給付費の増加により、前年度比 2 億 3 0 6 万円の増額となりました。

3 款地域支援事業費、予算額 2 億 1 千 6 9 5 万円、1 項介護予防生活支援サービス事業費から 4 項その他諸費までです。主なものは、1 項介護予防生活支援サービス事業費では、要支援の方の訪問及び通所サービス療養費、2 項一般介護予防事業費では、第 1 号被保険者及びその支援のための活動に関わるものを対象に住民主体の通いの場の充実や拡大、自立支援に資する支援を行うものでございます。

3 項包括的支援事業任意事業費では、地域包括支援センター運営費などを計上しております。増加傾向にある第 1 号被保険者に対して要介護状態となることを予防し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう地域包括支援センターの増設、生活支援コーディネータの増員

などに伴い、前年度比1千900万5千円の増額となりました。

4款基金積立金、予算額1千円の窓口計上、1項基金積立金です。

5款諸支出金、予算額200万5千円、1項償還金及び還付加算金と2項繰出金です。主なものは、第1号被保険者保険料還付金200万円です。

6款予備費、予算額100万円、1項予備費です。前年度比同額の金額になっております。

議案第4号の説明は以上でございます。

議長（八木 勝之君）

次に、日程第9、議案第6号 令和4年度清須市水道事業会計予算案及び日程第10、議案第7号 令和4年度清須市下水道事業会計予算案の2案件について、建設部長より内容の説明を求めます。

永渕建設部長。

< 建設部長（永渕 貴徳君）登壇 >

建設部長（永渕 貴徳君）

建設部長の永渕でございます。

清須市水道事業会計予算について御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

別冊の令和4年度水道事業会計予算書、下水道事業会計予算書の4ページ、5ページをお開きください。

議案第6号

令和4年度清須市水道事業会計予算

総則

第1条 令和4年度清須市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水栓数 3千821栓

(2) 年間総配水量 103万9千765m<sup>3</sup>

(3) 1日平均給水量 2千849m<sup>3</sup>

(4) 主要な建設改良事業 重要給水施設配水管路耐震化事業 4千857万5千円

続きまして、収益的収入及び支出。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収入

第1款水道事業収益2億3千543万6千円、第1項営業収益2億1千559万7千円、第2項営業外収益1千983万8千円、第3項特別利益1千円でございます。

## 支出

第1款水道事業費用2億2千705万3千円、第1項営業費用2億1千691万9千円、第2項営業外費用883万4千円、第3項特別損失30万円、第4項予備費100万円。

## 資本的収入及び支出

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収入

第1款資本的収入1億6千159万5千円、第1項他会計出資金1億円、第2項県補助金540万円、第3項工事負担金5千619万5千円。

## 支出

第1款資本的支出1億5千922万3千円、第1項建設改良費1億1千87万5千円、第2項固定資産購入費80万8千円、第3項企業債償還金4千754万円。

## 一時借入金

第5条 一時借入金の限度額は、3千万円と定める。

## 予定支出の各項の経費の金額の流用

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項間の経費

議会の議決を経なければ流用することのできない経費

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2千49万8千円

(2) 交際費 1万円

## たな卸資産購入限度額

第8条 たな卸資産の購入限度額は、78万円と定める。

令和4年2月24日提出

清須市長 永田純夫

次に、8ページ、9ページをお開きください。

令和4年度清須市水道事業会計予算実施計画

主な項目について御説明申し上げます。

(1) 収益的収入及び支出

収入について御説明をいたします。

第1款水道事業収益、第1項営業収益、予定額2億1千559万7千円は、第1目給水収益から第3目その他営業収益までで、水道料金給水装置工事に伴う引込管受託工事費などでございます。

第2項営業外収益、予定額1千983万8千円は、第1目受取利息及び配当金から第5目雑収益までで、長期前受金戻入などでございます。

第3項特別利益予算額1千円は、第1目過年度損益修正益で、水道料金過年度調定でございす。

次に、支出について御説明申し上げます。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、予定額2億1千691万9千円は、第1目原水及び浄水費から第8目その他営業費用までで、県水の受水費、配水場及び給配水管維持管理費、給水管引込工事費、職員給与、減価償却費などでございます。

第2項営業外費用、予定額883万4千円は、第1目支払利息及び企業債取扱諸費から第3目雑支出までで、企業債利息などでございます。

第3項特別損失、予算額30万円は、第1目過年度損益修正損でございます。

第4項予備費、予算額100万円は、第1目予備費でございます。

次に、9ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出

収入について御説明申し上げます。

第1款資本的収入、第1項他会計出資金、予定額1億円は、第1目他会計出資金、一般会計からの出資金でございます。

第2項県補助金、予算額540万円は、第1目県補助金、生活基盤施設耐震化等補助金でございす。

第3項工事負担金、予算額5千619万5千円は、第1目工事負担金、給水申込みに伴う工事負担金でございす。

次に、支出について御説明申し上げます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、予算額1億1千87万5千円は、第1目配水設備工事から第2目メーター費までの給配水管整備費、メーター設備費などでございます。

第2項固定資産購入費、予算額80万8千円は、第1目固定資産購入費で、工具・器具・備品等購入費でございます。

第3項企業債償還金、予算額4千754万円は、第1項企業債償還金でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

続きまして、別冊の下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

別冊令和4年度下水道事業会計予算書、下水道事業会計予算書の32ページ、33ページをお開きください。

議案第7号

令和4年度清須市下水道事業会計予算

総則

第1条 令和4年度清須市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 普及人口 2万3千216人
- (2) 水洗化人口 1万7千500人
- (3) 年間総処理水量 138万4千300m<sup>3</sup>
- (4) 1日平均処理水量 3千793m<sup>3</sup>
- (5) 主要な建設改良事業

汚水管渠整備事業 9億8千979万1千円

土田排水区雨水管渠整備事業 1億9千万円

水場川右岸排水区雨水管渠整備事業 1億311万7千円

堀江ポンプ場ストックマネジメント事業 1億7千900万円

豊田川ポンプ場ストックマネジメント事業 5億1千210万円

続きまして、収益的収入及び支出。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款下水道事業収益16億1千938万8千円、第1項営業収益6億8千530万6千円、

第2項営業外収益9億2千289万円、第3項特別利益1千119万2千円。

#### 支出

第1款下水道事業費用15億3千516万3千円、第1項営業費用13億7千271万9千円、第2項営業外費用1億6千114万4千円、第3項特別損失30万円、第4項予備費100万円。

33ページを御覧ください。

#### 資本的収入及び支出

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億938万3千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7千182万6千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額208万5千円、過年度分損益勘定留保資金5億3千547万2千円で補填するものとする。

#### 収入

第1款資本的収入20億2千153万6千円、第1項企業債10億620万円、第2項他会計出資金1億7千269万2千円、第3項他会計補助金5千925万6千円、第4項国庫補助金7億5千990万円、第5項工事負担金2千348万8千円。

#### 支出

第1款資本的支出26億3千91万9千円、第1項建設改良費20億8千54万4千円、第2項固定資産購入費45万7千円、第3項企業債償還金5億3千487万2千円、第4項その他資本的支出1千504万6千円。

#### 企業債

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

公共下水道事業については、限度額9億2千660万円。起債の方法、普通貸借、または証券発行、利率4%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率。償還の方法、財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借換えすることができる。

流域下水道事業については、限度額は7千960万円、起債の方法、利率、償還の方法については、公共下水道事業と同じでございます。

34ページを御覧ください。

一時借入金

第6条 一時借入金の限度額は、2億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項間の経費

議会の議決を経なければ流用することのできない経費

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5千712万5千円

令和4年2月24日提出

清須市長 永田純夫

次に、36ページ、37ページをお開きください。

令和4年度清須市下水道事業会計予算実施計画

主な項目につきまして御説明申し上げます。

(1) 収益的収入及び支出

収入について御説明申し上げます。

第1款下水道事業収益、第1項営業収益、予定額6億8千530万6千円は、第1目下水道使用料から第4目その他営業収益までで、下水道使用料、雨水処理負担金などがございます。

第2項営業外収益、予定額9億2千289万円は、第1目受取利息及び配当金から第6目雑収益までで、一般会計負担金、長期前受金戻入などがございます。

第3項特別利益、予定額1千119万2千円は、第1目過年度損益修正益と第2目その他特別利益で、元金、償還繰入金、過年度未収益分収益などがございます。

次に、支出について御説明申し上げます。

第1款下水道事業費用、第1項営業費用、予定額13億7千271万9千円は、第1目管渠費から第10目その他営業費用までで、雨水ポンプ場の維持管理費、職員給与、流域下水道維持管理負担金、減価償却費などがございます。

第2項営業外費用、予定額1億6千114万4千円は、第1目支払利息から第3目雑支出までで、企業債の利息などがございます。

第3項特別損失、予定額30万円は、第1目過年度損益修正損でございます。

第4項予備費、予定額100万円、第1目予備費でございます。

(2) 資本的収入及び支出

収入について御説明申し上げます。

第1款資本的収入、第1項企業債、予定額10億620万円は、第1目企業債で、公共下水道・流域下水道事業債でございます。

第2項他会計出資金、予定額1億7千269万2千円は、第1目他会計出資金で、一般会計出資金でございます。

第3項他会計補助金、予定額5千925万6千円は、第1目他会計補助金で、一般会計補助金でございます。

第4項国庫補助金、予定額7億5千990万円は、第1目国庫補助金でございます。

第5項工事負担金、予定額2千348万8千円は、第1目工事負担金で、受益者負担金などがございます。

次に、支出についての御説明申し上げます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、予定額20億8千54万4千円は、第1目管渠建設改良費から第4目流域下水道建設負担金までで、汚水管渠整備、雨水ポンプ場整備、流域下水道建設負担金などがございます。

第2項固定資産購入費、予定額45万7千円は、第1目固定資産購入費でございます。

第3項企業債償還金、予定額5億3千487万2千円は、第1目企業債償還金でございます。

第4項その他資本的支出、予定額1千504万6千円は、第1目その他資本的支出で、小場塚幹線整備事業立替金償還費でございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（八木 勝之君）

次に、日程第11、議案第8号 清須市歯と口腔の健康づくり推進条例案について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

加藤健康福祉部長。

< 健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）登壇 >  
健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部の加藤です。

議案第8号の説明をいたします。

令和4年3月清須市議会定例会市長提出議案と緑色の参考資料①の市長提出議案説明資料をお願いいたします。

市長提出議案の1ページと緑色の市長提出議案説明資料の4ページをお開きください。

議案第8号

清須市歯と口腔の健康づくり推進条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月24日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、歯と口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、市民の生涯にわたる健康でいきいきとした生活の確保に寄与するため、必要があるからです。

1枚はねていただきまして、市長提出議案の2ページを御覧ください。

新規制定の条例案の内容について説明をいたします。

清須市歯と口腔の健康づくり推進条例案

この条例は、歯と口腔の健康づくりが健康でいきいきとした生活を営む上で、基礎的かつ重要な役割を果たすことに鑑み、市が推進する歯と口腔の健康づくりに関し基本理念を定め、市、市民、歯科医療等関係者、保健医療等関係者及び事業者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定め、歯と口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進することにより、市民の生涯にわたる健康でいきいきとした生活の確保に寄与することを目的とするため、新たに条例を制定するものです。

第2条では、この条例で使用される用語の定義、3ページの第3条では、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を実施する上での基本理念を定めております。

また、第4条から第7条までにおいては、市、市民、歯科医療等関係者、保健医療等関係者及び市内事業者が歯と口腔の健康づくりを行う上での責務を規定し、3ページ下段から4ページの8条では、基本的施策として第1号から第11号まで歯と口腔の健康づくりを推進するための必要な施策を掲げ、第10条の雑則では、この条例に定めるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進に関し、必要な事項は市長が別に定めるとしております。

附則として、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

議案第8号の説明は以上となります。

議長（八木 勝之君）

次に、日程第12、議案第9号 清須市名古屋都市計画清洲駅周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例案について、建設部長より内容の説明を求めます。

永渕建設部長。

< 建設部長（永渕 貴徳君）登壇 >

建設部長（永渕 貴徳君）

建設部長の永渕でございます。

提出案件の5ページをお願いいたします。

議案第9号

清須市名古屋都市計画清洲駅周辺地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例案  
上記の議案を提出する。

令和4年2月24日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、清洲駅前土地区画整理事業による効果の維持及び増進を図り、地域住民が安全で安心して暮らせる環境の保全を図るとともに、健全な市街地を形成するため建築物の制限を定める必要があるからです。

内容につきまして、6ページの条例案と議案説明資料6ページ、7ページにより御説明を申し上げます。

清洲駅周辺地区計画として、第4条において、区域の特性に応じて2地区に区分をいたしまして、建築物の制限・誘導を図ります。

第6条におきましては、地区内の建築物は原色を避け、町並みとの調和に配慮した落ち着いたものとし、華やかな色彩は避けるものといたします。

第7条におきましては、道路及び公園に面する垣または柵は、生垣、あるいは透視可能なフェンス・鉄柵等とするものでございます。

第11条といたしまして、第4条及び第7条の規定に違反した場合に罰則規定を設けるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年7月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

次に、日程第13、議案第10号 清須市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例案及び日程第14、議案第11号 清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案の2案件について、企画部長より内容の説明を求めます。

河口企画部長。

< 企画部長（河口 直彦君）登壇 >

企画部長（河口 直彦君）

企画部長の河口でございます。よろしくお願いいたします。

提出議案の11ページをお願いいたします。

議案第10号

清須市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月24日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、国の行政手続及び内部手続における押印の廃止に鑑み、本市の内部手続における押印を廃止するとともに、職員の特殊勤務命令簿の作成を廃止するため必要があるからです。

1枚はねていただき、12ページをお願いいたします。

主な改正内容を説明いたします。

第1条では、清須市公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の改正で、条例中、別記様式の宣誓書本文を改め、併せて、署名する委員の押印を廃止するものでございます。

第2条では、清須市職員のサービスの宣誓に関する条例の改正で、別記様式中の「地方自治法」を「地方自治」に改め、併せて、署名する職員の押印を廃止するものでございます。

第3条では、清須市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正で、条例中、特殊勤務命令簿の作成を規定する第6条を削除し、第7条を第6条に繰り上げ、別記様式を削除するものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

議案第10号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第11号について説明いたします。

13ページをお願いいたします。

議案第 1 1 号

清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和 3 年 8 月 1 0 日付けの公務員人事管理に関する報告に鑑み、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うため、所要の規定を整備する必要があるからです。

1 ページはねていただきまして、1 4 ページをお願いします。

主な内容を説明いたします。

条例の目次中、第 2 3 条を第 2 3 条から第 2 5 条に改め、次に、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和を行うため在職期間要件を廃止するもので、第 2 条第 3 号アの（ア）を削除するとともに、必要な規定を整備するものでございます。

第 1 9 条は、部分休業を取得することができない非常勤職員、第 2 0 条は、部分休業を取得することができる職員の範囲、第 2 1 条は、部分休業を取得した場合の給与の取扱いについて、それぞれ所要の規定を整理するものでございます。

次に、第 2 3 条を第 2 5 条に繰り下げ、同条の前に育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の任命権者への義務づけを行うため、第 2 3 条及び第 2 4 条を加えるものでございます。

附則につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

議 長（八木 勝之君）

次に、日程第 1 5、議案第 1 2 号 清須市個人情報保護条例の一部を改正する条例案について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第12号について御説明します。

それでは、市長提出議案の17ページを御覧ください。

議案第12号

清須市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月24日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、規定を整理する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、18ページを御覧ください。併せて、黄緑色の表紙、市長提出議案説明資料の9ページの表も御覧いただくと幸いです。

清須市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

清須市個人情報保護条例の一部を改正する条例

清須市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、引用元となる法律の改正で、第2条第2号に規定する個人識別符号と第5号に規定する独立行政法人等について、それぞれ引用している行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、その内容が令和4年4月1日から個人情報の保護に関する法律に統合されることとなったため、本条例の引用規程を整理するものです。

附則です。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第12号の説明は以上です。

議 長（八木 勝之君）

次に、日程第16、議案第13号 清須市消防団条例の一部を改正する条例案及び日程第17、議案第14号 清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案の2案件について、危機管理部長より内容の説明を求めます。

丹羽危機管理部長。

< 危機管理部長（丹羽 久登君）登壇 >

危機管理部長（丹羽 久登君）

危機管理部長の丹羽です。

それでは、提出案件の19ページをお願いいたします。

議案第13号について説明いたします。

議案第13号

清須市消防団条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月24日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、国による非常勤消防団員の報酬等の基準の制定に鑑み、消防団員の処遇改善を図るため、消防団員に支給する出動報酬を創設する必要があるからです。

20ページをお願いいたします。

主な内容を説明いたします。

今回の改正は、消防団員が水火災等の鎮圧及び警戒、教育、訓練等の職務に従事した場合の費用弁償を廃止し、新たに出勤報酬として支給することとするものでございます。

別表第3を御覧ください。

災害に関する出勤については日額8千円、ただし4時間を超え、かつ6時間を超えない場合は6千円、2時間を超え、かつ4時間を超えない場合は4千円、2時間を超えない場合は2千円とします。

また、警戒、訓練等に関する出勤については日額3千円とし、2時間を超えない場合は2千円とします。

附則としまして、この条例は、令和4年4月1日から施行し、同年3月31日以前の出動に係る費用弁償については従前の例によるものといたします。

続きまして、提出案件の提出議案の23ページをお願いいたします。

議案第14号について説明いたします。

議案第14号

清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月24日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う恩給担保貸付事業のうち年金である損害補償の受給権を担保とする貸付制度が廃止されることに伴い、当該受給権を担保に供することができる場合の特例を廃止するため必要があるからです。

24ページをお願いいたします。

主な内容を説明いたします。

提案理由で申し上げました年金である損害補償の受給権を担保とする貸付制度が廃止されることに伴い、その貸付けを可能とする規定である第3条第2項のただし書を削除するものでございます。

附則としまして、この条例は、令和4年4月1日から施行し、また、その際に既に担保に供されている年金である損害補償の受給権については、この条例の施行日以降も従前の例によることが可能としています。

説明は以上でございます。

議長（八木 勝之君）

次に、日程第18、議案第15号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田 隆君）登壇 >

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田でございます。

議案第15号について御説明いたします。

市長提出議案の25ページをお願いいたします。

議案第15号

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月24日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、清須市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、税率及び税額の改正を行うとともに、地方税法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の5割を減額する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、26ページをお願いいたします。

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

清須市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

それでは、別冊黄緑色の参考資料、こちらになります。①の12ページをお願いいたします。

改正内容について御説明いたします。内容は大きく2点ございます。

1点目は、県の示す清須市の標準保険税率に近づけるため、毎年継続的に行っております令和4年度以降の清須市の税率及び税額の改正でございます。

改正に当たっては、清須市国民健康保険運営協議会に諮問し、3回にわたり慎重審議いただいた答申に基づき、税率及び税額を決めさせていただいたところでございます。

具体的な税率及び税額につきましては、資料上から三つ目の丸印のところがございますが、国民健康保険税の表を御覧いただきたいと存じます。

左側が現行、今年度の税率、税額で、右側が答申に基づき、4年度以降の税率、税額でございます。御覧いただきお分かりのとおり、現行に比べ来年度以降は所得割及び均等割の税率、税額を上げさせていただき、平等割については現行のまま据え置くものでございます。また、資産割については、来年度以降、廃止とさせていただきます。

2点目につきましては、上から5つ目の丸印の未就学児に係る被保険者均等割額の減額でございます。6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者の均等割額の5割を減額するもので、表にございますとおり、上段は令和4年度以降、改正後の均等割額の税額を、下段は、それに対し減額後の均等割の税額をそれぞれ軽減な世帯から7割、5割及び2割軽減になる世帯の税額を示させていただいております。

市長提出議案説明書に戻っていただきまして、26ページから28ページ、こちらにかけては、ただいま御説明いたしました内容について条文を整理したものとなります。

28ページの下段を見ていただきますと、附則といたしまして、第1項施行期日になりますが、この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

第2項経過措置になりますが、改正後の清須市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

議案第15号についての御説明は以上でございます。

議長（八木 勝之君）

次に、日程第19、議案第16号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第20、議案第17号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び日程第21、議案第18号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の3案件について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

加藤健康福祉部長。

< 健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）登壇 >  
健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部の加藤です。

議案第16号の説明をいたします。

市長提出議案の29ページと緑色の市長提出議案説明資料の13ページ、新旧対照表の23ページをお開きください。

議案第16号

清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月24日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、清須市清洲総合福祉センター内のふれあいルームの浴場及びデイルームを廃止するため、必要があるからです。

1枚はねていただきまして、市長提出議案の30ページを御覧ください。

清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

主な改正内容の説明になります。

第4条第1号から第3号については、施設の略称規定の位置を整理するもので、各施設に略称規定を追加するものです。

第5条第2項では、ふれあいルームの浴場施設が廃止になったことから、第1号を削り、障害者生きがいセンターの利用時間を整理するものです。

また、同条第3項及び第6条においても、施設の略称規定を整備するものでございます。

第7条第1項では、デイサービスセンター清須の廃止に伴い、同項第2号を削り、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中では、施設の略称規定や文言の規定を整理するものです。

また、デイルームの廃止に伴い、第10条第2項及び第17条を削除し、第18条、第19条においては全条の削除により1条ごと繰り上げるとともに、文言の整理を行うなどの一部改正となります。

#### 附則

この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

議案第16号についての説明は以上となります。

次に、議案第17号の説明をいたします。

市長提出議案の33ページ、参考資料の説明資料の14ページ、新旧対照表の26ページをお開きください。

#### 議案第17号

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和4年2月24日提出

清須市長 永田純夫

#### 提案理由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、電磁的方法による対応に係る規定を整備する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、市長提出議案の34ページを御覧ください。

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案  
清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

主な改正内容となります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、家庭的保育事業等を行う事業者が作成・保存などを行うもの及び利用者との間の手続等に関係するもののうち、書面によることが規定されているものについて、事業者の事業負担の軽減及び利用者の利便性の向上を図る観点から、電磁的方法による対応も可能である旨の規定を第6章条中に第50条として新たに1条追加し、第50条を第51条と繰り下げるとともに、第7条中の文言については、従来の規定と併せて整理をする改正となります。

また、今回の一部改正につきましては、国の基準省令に参酌すべき基準に準じた改正となります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものとさせていただきます。

議案第17号の説明については以上でございます。

次に、議案第18号の説明になります。

提出議案の35ページ、説明資料の15ページ、新旧対照表の28ページを御覧ください。

議案第18号

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月24日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、電磁的方法による対応に係る規定を整理する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、提出議案の36ページを御覧ください。

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を

## 改正する条例

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

主な改正内容について説明をいたします。

この条例改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等の事業者が作成・保存などを行うものや保育所等と保護者との間の手続などに関係するもので、書面によることが規定または想定されるものについて、電磁的方法に関する規定を新たに条文として規定をし直すものでございます。

具体的には、第5条中の特定教育・保育施設における電磁的方法による対応に係る規定と第38条中の特定地域型保育事業における電磁的方法による対応に係る規定を削り、これら第5条と第38条中の内容を包括した規定として、第4章中に第53条第1項から第6項として新たに設けるものでございます。

また、第42条中の文言については、従来の規定と併せて整理するものでございます。

今回の一部改正につきましては、国の基準省令の参酌すべき基準に準じた改正となります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

議案第18号の説明については以上でございます。

議長（八木 勝之君）

ここでお諮りをいたします。

間もなく12時となりますが、このまま会議を続けたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（八木 勝之君）

ありがとうございます。

次に、日程第22、議案第19号 清須市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、教育部長より内容の説明を求めます。

加藤教育部長。

< 教育部長（加藤 秀樹君）登壇 >

教育部長（加藤 秀樹君）

教育部長、加藤でございます。

提出議案の39ページをお願いします。

議案第19号

清須市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案  
上記の議案を提出する。

令和4年2月24日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、新たに地域学校協働活動推進員を設置し、報酬の額を定める必要があるからです。

1枚おめくりいただきまして、40ページをお願いします。

改正内容は、別表内に地域学校協働活動推進員、時間額1千100円の記載を追加するものでございます。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

議長（八木 勝之君）

次に、日程第23、議案第20号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について、企画部長より内容の説明を求めます。

河口企画部長。

< 企画部長（河口 直彦君）登壇 >

企画部長（河口 直彦君）

企画部長の河口でございます。

提出案件の41ページをお願いいたします。

議案第20号について説明いたします。

議案第20号

愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定により、令和4年3月31日をもって、愛知県市町村職員

退職手当組合から尾張旭市長久手市衛生組合を脱退させること及び愛知県市町村職員退職手当組  
合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定によ  
り議会の議決を求める。

令和4年2月24日提出

清須市長 永田純夫

42ページをお願いします。

愛知県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約案

愛知県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

愛知県市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように変更する。

令和4年3月31日をもって解散する尾張旭市長久手市衛生組合について、愛知県市町村職員  
退職手当組合規約の別表第1及び別表第2から削除するものでございます。

附則につきましては、令和4年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

議 長（八木 勝之君）

次に、日程第24、議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について、教育部長より内容  
の説明を求めます。

加藤教育部長。

< 教育部長（加藤 秀樹君）登壇 >

教育部長（加藤 秀樹君）

教育部長、加藤でございます。

提出議案の43ページをお願いします。

議案第21号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第  
6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

清須市清洲勤労福祉会館、アルコ清洲

2. 指定管理者となる団体

(1) 名称 ハマダスポーツ企画株式会社・株式会社ドゥメンテックスグループ

(2) 所在地

ア. ハマダスポーツ企画株式会社 名古屋市名東区猪高台1丁目1316番地

イ. 株式会社ドゥメンテックス 岐阜県岐阜市折立348番地1

(3) 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和4年2月24日提出

清須市長 永田純夫

以上でございます。

議長 (八木 勝之君)

次に、日程第25、議案第22号 市道路線の認定について、建設部長より内容の説明を求めます。

永渕建設部長。

< 建設部長 (永渕 貴徳君) 登壇 >

建設部長 (永渕 貴徳君)

建設部長の永渕でございます。

別添の令和3年度市道路線の認定、議案、調書、図面と書かれました愛知県清須市をお願いいたします。

表紙を1枚はねていただきまして、議案第22号 市道路線の認定について。

市道路線の認定をすることについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月24日提出

清須市長 永田純夫

提案理由でございます。

この案を提出するのは、開発に伴う帰属及び国からの譲与に伴い、市道路線の認定をする必要があるからでございます。

1枚はねていただきまして、今回認定する路線が掲載してございます。

認定する路線といたしまして、路線番号2366、大山1号線と路線番号4675、小松生7号線の2路線。

続いて、認定路線位置概要図、1枚はねていただきまして、4ページには詳細図1、続いて詳細図2がございまして、国からの譲与及び春日地区における開発に伴う帰

属によるものでございます。

以上で説明は終わります。よろしくお願いいたします。

議長（八木 勝之君）

次に、日程第26、議案第23号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第12号）案について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第23号について御説明します。

それでは、令和3年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第23号

令和3年度清須市一般会計補正予算（第12号）

令和3年度清須市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千133万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ324億6千714万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 繰越明許費の補正です。

繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条 債務負担行為の補正です。

債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条 地方債の補正です。

地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年2月24日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

1 款市税、補正額 1 億円の増額、1 項市民税です。市民税、個人、所得割の増収分 1 億円を見積もりました。

2 款地方譲与税、補正額 1 千 5 0 0 万円の増額、1 項地方揮発油譲与税と 2 項自動車重量譲与税です。

4 款配当割交付金、補正額 2 0 0 万円の増額、1 項配当割交付金です。

5 款株式等譲渡所得割交付金、補正額 3 千 6 0 0 万円の増額、1 項株式等譲渡所得割交付金です。

6 款法人事業税交付金、補正額 3 千 9 0 0 万円の増額、1 項法人事業税交付金です。

7 款地方消費税交付金、補正額 1 億 1 千 1 0 0 万円の増額、1 項地方消費税交付金です。

9 款環境性能割交付金、補正額 5 0 0 万円の減額、1 項環境性能割交付金です。

1 3 款分担金及び負担金、補正額 6 2 万 5 千円の減額、1 項負担金です。

1 4 款使用料及び手数料、補正額 5 4 4 万 1 千円の増額、1 項使用料と 2 項手数料です。

1 5 款国庫支出金、補正額 1 千 3 8 3 万 1 千円の減額、1 項国庫負担金と 2 項国庫補助金です。主なものは、2 項国庫補助金のうち社会保障税番号制度システム整備費補助金は 2 1 5 万 6 千円の増額で、社会保障税番号制度システム費に充当し、財源組替えを行います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は 1 億 3 千 3 4 3 万 5 千円の増額で、子育て世帯への臨時特別給付金費をはじめ、令和 3 年度に実施をした新型コロナウイルス感染症対応事業に充当することとし、6 つの事業について財源組替えを行います。

1 6 款県支出金、補正額 8 千 3 7 6 万 7 千円の減額、1 項県負担金から 3 項県委託金です。

1 7 款財産収入、補正額 2 7 8 万 8 千円の増額、1 項財産運用収入です。各基金の預金等利子で、歳出で各基金に積立てをします。

1 8 款寄附金、補正額 1 千 6 0 万円の増額、1 項寄附金です。

主なものは、企業版ふるさと納税寄附金 1 千万円で、まちの観光産業にぎわいプロジェクト費に充当し、財源組替えを行います。また、指定寄附の高齢者福祉寄附金 5 0 万円は、高齢者セーフティネット対策費に充当し、財源組替えを行います。

右側の 3 ページを御覧ください。

2 1 款諸収入、補正額 1 千 7 2 7 万 1 千円の減額、2 項市預金利子と 5 項雑入です。

2 2 款市債、補正額 1 億 6 千万円の減額、1 項市債です。

この後、第4表 地方債補正で変更する児童館整備事業、道路等整備事業、清洲駅前土地区画整理事業、それぞれの事業費減に伴う減額です。

1枚はねていただきまして、4ページを御覧ください。

歳出です。

1款議会費、補正額3億1,280千円の減額、1項議会費です。

2款総務費、補正額6億4,450千円の増額、1項総務管理費から5項統計調査費までです。

主なものは、第1項総務管理費のうち基金管理費では、本補正予算の市税の追加や不用額の精査などによる財源を基に、減債基金に1億9,466万5千円、都市計画施設基金に3億円、義務教育施設整備基金に2億円、それぞれ今後の財政需要を考慮し、積み立てることとしました。

3款民生費、補正額2億1,947万7千円の減額、1項社会福祉費から3項生活保護費までです。

主なものは、2項児童福祉費のうち教育・保育の現場で働く人々の処遇の改善を図るため、民間事業者が行う賃金の引上げに要する費用の補助金に1億3,384千円の新規計上、（仮称）新・清洲児童センター整備費1億9,501千円の減額です。

4款衛生費、補正額1億1,130千円の増額、1項保健衛生費と2項清掃費です。

主なものは、1項保健衛生費のうち新型コロナウイルスの小児用ワクチンが薬事承認されたことにより、5歳から11歳までを対象としたワクチン接種の体制整備に1億9,481千円を計上しました。

6款農林水産業費、補正額4,581千円の減額、1項農業費です。

7款商工費、補正額3億5,107千円の減額、1項商工費です。

8款土木費、補正額2億2,702万4千円の減額、1項土木管理費から4項都市計画費までです。

9款消防費、補正額1億7,783千円の減額、1項消防費です。

10款教育費、補正額3億7,652千円の減額、1項教育総務費から6項保健体育費までです。

主なものは、6項保健体育費のうち清洲勤労福祉会館アルコ清洲及び新川地域文化広場、カルチバ新川の指定管理者に対し、新型コロナウイルス感染予防対策に伴う休業損失の補償に4億4,614千円を計上しました。

11款公債費、補正額6億4,031千円の減額、1項公債費です。

右側の5ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費補正です。

年度内に執行が困難と見込まれる事業については繰越明許費の設定をします。

まず、追加分です。

2款総務費、1項総務管理費、社会保障税番号制度システム事業294万8千円です。

3款民生費、2項児童福祉費は、民間保育所保育士等処遇改善事務事業37万8千円と民間保育所保育士等処遇改善補助金1千58万5千円です。

6款農林水産業費、1項農業費、農業委員会運営事業8万円です。

8款土木費、2項道路橋梁費は、道路維持補修事業5千550万円とアンダーパス冠水対策事業2千464万円。

4項都市計画費は、土地区画整理事業補助金6千405万円、土地区画整理事業4億918万7千円、西市場廻間線等整備事業1億9千610万1千円と下本町丸之内線等整備事業8千341万円です。

次に、変更分です。

4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルス予防接種事務事業は49万1千円を増額し、補正後の額は1億6千66万5千円、新型コロナウイルス予防接種事業は1千899万円を増額し、補正後の額は1億5千984万1千円となります。

1枚はねていただきまして、6ページを御覧ください。

第3表 債務負担行為の補正の追加分です。

清洲勤労福祉会館アルコ清洲管理業務指定管理者委託事業

指定管理者は、ハマダスポーツ企画株式会社・株式会社ドゥメンテックスグループです。

期間は、契約年度を含め、令和3年度から令和8年度です。

限度額は、令和4年度から令和8年度までの5年間で3億7千300万円です。

右側の7ページを御覧ください。

第4表 地方債補正の変更分です。

児童館整備事業は、1億100万円を減額し、補正後の限度額は1億5千500万円、道路等整備事業は、3千800万円を減額し、補正後の限度額1億2千800万円、清洲駅前土地区画整理事業は、2千100万円を減額し、補正後の限度額2億4千200万円となります。それぞれ限度額は変更となります。

議案第23号の説明は以上です。

議長（八木 勝之君）

次に、日程第27、議案第24号 令和3年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

＜ 市民環境部長（石田 隆君）登壇 ＞

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田でございます。

議案第24号について御説明させていただきます。

令和3年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の47ページをお願いいたします。

議案第24号

令和3年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和3年度清須市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9千268万1千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億1千517万8千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月24日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、左側48ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正です。

初めに歳入について御説明いたします。

4款県支出金、補正額9千268万1千円の増額、1項県交付金です。

内容につきましては、医療費の増額に伴い、県から交付される保険給付費等交付金の増額でございます。

歳入については以上です。

続きまして、左側49ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

2 款保険給付費、補正額 9 千 2 6 8 万 1 千円の増額、1 項療養諸費です。

内容につきましては、医療費に当たる一般被保険者療養給付費の増額でございます。

議案第 2 4 号の御説明は以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

最後に、日程第 2 8、議案第 2 5 号 令和 3 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

加藤健康福祉部長。

< 健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）登壇 >

健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部の加藤でございます。

議案第 2 5 号について説明いたします。

令和 3 年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の 5 9 ページを御覧ください。

議案第 2 5 号

令和 3 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度清須市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 0 億 7 千 7 8 4 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 2 月 2 4 日提出

清須市長 永田純夫

1 枚はねていただきまして、6 0 ページを御覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算補正です。

歳入を説明させていただきます。

6 款財産収入、補正額 1 2 万 6 千円の増額、1 項財産運用収入です。介護給付費準備基金の預金利子です。

6 1 ページを御覧ください。

歳出を説明させていただきます。

4款基金積立金、補正額12万6千円の増額、1項基金積立金です。準備金の預金利子を基金に積み立てるものでございます。

議案第25号の説明は以上でございます。

議長（八木 勝之君）

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は、2月28日午前9時30分から再開いたします。

長時間にわたり御苦労さまでございました。

（ 時に午後 0時21分 散会 ）